

宇都宮市立陽北中学校学校いじめ防止基本方針

(最終改訂 令和7年3月)

はじめに

本校では、「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

平成25年9月に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、生徒がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことや「生徒指導提要」が令和4年12月に改訂されたこと、そして「いじめ重大事態調査に関するガイドライン」が令和6年8月に改訂されたことを受け、本校としても更なるいじめ根絶のための意識を高め、施策を充実させていく必要があることから、本校の基本方針を改訂する。

※（法第13条）学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

（1）基本理念

- ① 全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるようにします。
- ③ いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、生徒の自主的な活動を支援します。
- ④ 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

（2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- 教育活動全体を通して、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図る等して、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。
- 生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

② いじめの早期発見

- いじめの早期発見のための体制を整備する。
小さなトラブルや問題行動を見逃すことなく、生徒の言動や日常生活の様子等について、教職員間で情報交換を密に行う。

○教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。
○教職員が、生徒が発しているサインを見逃すことのないように、教師は「もしかしたら自分の学校や学級で、いじめが起きているかもしれない」という危機感をもって常に生徒に接すること、教員相互の情報交換を密にとることを心がける。

③ いじめの対処

- いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- いじめを受けた生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った生徒に対しては背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域との連携

- 家庭、地域と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- 家庭に対し、生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- 地域に対し、生徒を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤ 関係機関等との連携

- 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカー等を活用しながら、警察や児童相談所等関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ等対策委員会（生徒指導・いじめ防止推進委員会）を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は必要に応じて構成員を加える等し、急を要し開催する場合等には、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催する等、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

① いじめ等対策委員会（生徒指導・いじめ防止推進委員会）について

○ [構成員]

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談主任（SCM）、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（地域学校園SC）、学年生徒指導係△学習指導主任、△人権教育主任、その他（△・・・適宜）

※事案に応じて関係生徒の担任等を加える等、柔軟に対応する。

○ [取組内容]

- ・いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善
- ・校内研修会の企画・立案
- ・定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、情報共有
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・いじめの事実確認及びいじめの認知の判断

- ・指導計画の実施状況の把握と改善
- ・生徒指導部会との連携（いじめ問題に係る情報の共有，各学年からの動向報告等）
- ・支援部会との連携（要配慮生徒の情報提供，支援等）

② 校内研修

- 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。
- 学校全体で，定期的にいじめ問題への対応や指導体制について確認する。
いじめゼロ強調月間（「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用）

（２）いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については，市，家庭，地域，関係機関等と連携して行う。また，各種年間指導計画の作成にあたっては，いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるように配慮することで，学校が組織的に，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく，全教職員が「いじめ重大事態調査に関するガイドラインチェックリスト」等を活用したり，認知したいじめについて，いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用したりしながら，いじめ根絶に向けて全力で取り組む。

また，本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組等を，学校のホームページや各種たよりで公開するほか，保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等，様々な機会を捉えて，積極的に周知する。

① いじめの防止

- 「いじめはどの生徒にも，あらゆる場面で起こりうる」との認識の下，未然防止の取組の充実を図り，いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・朝のあいさつ運動の実施（６月，１０月 各小学校で３日間）
- ・中学校入学予定者に関する情報交換の実施（３月）
- ・児童生徒指導強化連絡会の充実（６月・１１月）

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・イエローリボンの配付・いじめゼロスローガン及びポスターの掲示
- ・学校生活アンケートの実施（５月，９月，１１月，２月に実施する。）
- ・陽北中いじめゼロ集会の実施（生徒会を中心に６月，１０月の年２回実施）
- ・陽北中いじめゼロ宣言の実施（１回目のいじめゼロ集会で実施）
- ・いじめゼロに向けた掲示物の作成（黄色いリボンの作成物・学級作成の標語等）

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・「道徳科の授業」「特別活動」「総合的な学習の時間」「各教科」で生徒に日頃から豊かな人間関係を育むための教育活動を展開する。
- ・学校行事などを通して，豊かな人間関係を築く。（運動会，文化祭，宿泊学習，体験活動等）
- ・子どもたち一人一人が活躍できる場を意図的，計画的に設定し，日頃から言葉かけを多くし，子どもの良さを認め，ほめることを心がける。（陽北 Good job 賞の授与）
- ・班活動や係・当番活動，委員会活動等において学級の一員としての役割を担わせ，自己有用感を子どもがもてるように配慮する。
- ・特別活動等の時間を通して，互いに認め合い，尊重し合うなど望ましい人間関係をつくる。

エ 生徒がいじめゼロに向けた活動を自主的に行うための指導

- ・言葉によるいじめが多く見られ、未然防止を図る必要があることから、道徳科の授業や学級活動において、生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるような、議論などを行う機会や場を設定し、指導していく。
- ・生徒会を中心にいじめゼロに向けた取組を積極的に行えるよう、助言・指導していく。

オ 情報モラルを高める計画的な実践の実施

- ・スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組を積極的に推進していく。
- ・「フィルタリング」や「ペアレンタルコントロール」を保護者・生徒に向けて積極的に呼びかけや指導・助言をしていく。
- ・年に1度、学校全体で「SNS・スマホ出前講座」を実施し、生徒への注意喚起や指導・助言をしていく。
- ・「情報モラル指導資料 ネットトラブル事例とその予防」（県教育委員会）を活用し、教職員の意識を向上するとともに、授業等で生徒に呼び掛けていく。
- ・GIGA スクール構想に向けた取組の中で、生徒が主体的に、自らの情報モラルの向上を図れるような実践を行い、ソサエティー5.0等の近未来に生きる人間を育成する。
- ・生徒用PCの使用法や目的を明確にし、継続的に指導する。

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・学校生活アンケートを記入させることで、現在の自己の生活について振り返らせる。
- ・担任が、学校生活アンケートをもとに個に応じた支援・指導を行う。
- ・学級目標の達成に向けた途中経過などを話し合わせることで、学級内の生活について振り返る機会を設け、学級全体の指導に繋げていく。

キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

- ・配慮を要する生徒の共通理解のための職員研修の実施（4月・5月）
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめ、生徒個々の特性が関係するいじめ、自然災害等被災生徒に対するいじめ、感染症等に係るいじめを防止するための、教職員に対しての必要な対応・支援や正しい理解の促進と、生徒への正しい理解促進のための指導を行う。
- ・性犯罪・性暴力に対する被害者への必要な対応・支援の教職員の理解促進を行う。

ク 生徒と教師の信頼関係の構築

- ・日頃からのあいさつや声かけ、給食・休み時間・清掃活動などの機会を通じて、生徒とのふれあいを大切にする。
- ・生徒の相談には、カウンセリングマインドに基づいた対応を心がける。
- ・子どもたち一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定し、日頃から言葉かけを多くするとともに、子どもの良さを認め、ほめることを心がける。

② いじめの早期発見

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 生徒、保護者への相談窓口等の周知

- ・養護教諭やスクールカウンセラー、メンタルサポーターとの連携を深める。
- ・教育相談週間やいじめゼロ強調月間を設定する。
- ・学校の相談窓口について保護者への周知を図る。

イ 宮っ子ダイアリーの活用

- ・毎日、宮っ子ダイアリーを提出させ、生徒の悩みなどを早めに発見し、いじめの未然防止、早期発見につなげる。また必要があれば個別に面談などを行い、対応する。

ウ 生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・5月、1月に教育相談を実施する。（年2回）
- ・5月、9月、11月、2月に学校生活アンケートを実施する。
（年4回 いじめや悩み調査を含めたアンケートとする。）

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」等の取組を保護者会や、学校だより、メール配信等で発信し、家庭でのルール作りの啓発を行うとともに、家庭からの情報を収集し、ネットいじめの早期発見に努める。（フィルタリング、ペアレンタルコントロール、パソコンの安全管理、子どもとのコミュニケーションの推進）
 - ・いじめや人権にかかわる書き込み等を発見した場合、その状況を確認する。
 - ◇記録を残す。（日時、画面のコピーや写真、書かれている内容のコピー等）
 - ◇必要に応じて、削除依頼を行う。
 - 市教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用
 - 栃木県警察本部県民相談室 相談専用電話 028-627-9110
- ※ネットいじめをはじめとする全てのいじめは重大な人権侵害であり、刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを生徒に理解させるよう指導を徹底していく。

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・いじめの背景は生徒の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであり、教職員が個々のいじめの事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、いじめに関する校内研修を実施する。
（年1回 教育委員会作成の「いじめに関する校内研修マニュアル」を活用）
- ・生徒指導部において、いじめ防止対策の検討を行う。（週1回）
- ・学年会議において、いじめ防止対策の検討を行う。（随時）

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・いじめの認知に関しては、保護者や生徒からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合に、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのか等を、いじめ等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断し、指導に当たる。
- ・認知したいじめについては、加害・被害両生徒の保護者との連絡を含め、今後の対応や方向性等について、教職員の共通理解を図り連携して指導をしていく。

③ いじめの対処

いじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的にを行い、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア 「いじめ等対策委員会」を中心とした事実確認を行う

※被害者、加害者、関係生徒から事情を聴く等して、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様（主な場所・頻度・内容等）であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況等、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録

イ 生徒及び保護者への対応を行う

いじめを受けた生徒・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた生徒の安全確保、いじめを行った生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

ウ より広く組織的に行う対応についての検討を行う

いじめの解決に向けて、いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解していく。特に生徒への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針等について、教職員間の共通理解や保護者等との連携を図る。

エ 「いじめの解消」までの経過観察及び継続指導を行う

いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定する。

オ いじめの解決に向けた外部との連携を行う

スクールソーシャルワーカー等の活用や、警察や児童相談所等関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域及び関係機関等との連携

ア P T A との連携、家庭への啓発

- ・保護者会等において、プリントを配布するなどの啓発活動を行う。
- ・ホームページ上において基本方針等を掲載することにより、啓発活動を行う。

イ 地域との連携

- ・いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるよう地域に依頼する。

ウ 関係機関との連携

- ・いじめの通報を受けたときや児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの有無の確認を行うとともに、その結果を市教委に報告する。（法第23条の2）
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは警察と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に、援助を求める。（法第23条の6）

エ 「うつのみや学校マネジメントシステムのアンケート」による評価の活用

- ・アンケートの中のいじめに関する項目について、アンケート実施後、解答状況を分析し、今後の取組に活用する。

3 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

4 取組の充実に向けて

- （1） 本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて、学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用する等して積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- （2） 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ等対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりする等、PDCAサイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。

【緊急時の組織的対応】

